# ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。 お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。 なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1.	保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容	いた内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。 を再度ご検討ください。
	□保険金をお支払いする主な場合 □保険期間 □保険の対象となる方	□保険金額、免責金額(自己負担額) □保険料·保険料払込方法

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	左記以外 の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? *1 こども傷害補償の場合は、必ずご確認ください。	O *1	I
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか?  ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)  ※自転車傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、確認不要です。	0	
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

- \*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
- ※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

# ■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

# å

# 傷害補償(こども傷害補償)

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。

- ※「熱中症危険補償特約」をセットされているため、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、 傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。
- \*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒\*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、 外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
- \*2「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約+天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	・保険の対象となる方の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ ・保険金の受取人の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ (その方が受け取るべき金額部分)
		※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、 死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額 をお支払いします。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> 参後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー 搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合  ▶ 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。  ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合  ▶ 入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。  *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。  *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院(往診を含みます。)された場合</b> ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。  ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。  ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。  *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

療費用

### 保険金をお支払いする主な場合

保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を 開始した場合

- ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金\*1をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院\*2または通院\*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。
- ※医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代について も保険金のお支払対象となります。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、 保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引くものとします。
  - ■公的医療保険制度を定める法令により支払われるべき高額療養費
  - ■公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った保険の対象となる方に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付(いわゆる「附加給付」\*4)
  - ■保険の対象となる方が負担した一部負担金について第三者により支払われ た損害賠償金
  - ■保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付 (他の保険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当 する保険金を除きます。)
- \*1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用のうち食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。
- \*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。
- \*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。
- \*4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる入院または通院
- ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる入院または通院
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる入院または通院(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 によって生じた病気やケガによる入院または通院
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院
- ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた入院または通院
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる入院または通院
- ・先天性疾患による入院または通院
- ・妊娠または出産による入院または通院
- ・痔核(じかく)、裂肛(れっこう)または痔瘻(じろう)による 入院または通院
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー 搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって 被ったケガによる入院または通院
- ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー 走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入 院または通院
- ・歯科疾病の治療のための通院
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる入 院または通院
- ・この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる入院または通院\*1

等

\*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払対象となります。

. .

	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いし ない主な場合
医療費用補償特約+待機期間の不設定に関する特約+入院諸費用保険金に係る免責金額方式への変更に関する特約	入院諸費用保険金	保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院を開始し、以下の費用を負担した場合  病院または診療所の承認を得て使用されたペッドまたは病室の使用料  保険の対象となる方が約式に定める所定の状態となり、かつ医師等が必要と認めた期間において親族が付添をした場合の親族付添費*1、交通費、寝具等の使用料  保険の対象となる方の家庭において、次のいずれかの期間中に雇い入れたホームペルパー*2の雇入費用(ホームペルパー*2の紹介料および交通費を含みます。)  (ア) 医師等が付添を必要と認めた期間  (イ) 家事従事者*3である保険の対象となる方が入院している期間  康養に必要かつ有益な諸雑費*1  入院、転院、退院のために必要とした交通費  入院・時の療養を給付と併せて受けた食事療養に必要とした費用および生活療養における食事の提供である療養に必要とした費用(標準負担額を除きます。)  > 負担した費用の合計額から免責金額(自己負担額:5,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ (医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。) による入院*4について、支払限度額(支払限度基礎日額に入院日数*5を乗じた額)を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*4について、入院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限ります。  ※上記の費用は、保険の対象となる方が公的医療保険制度ままは労働者災害補償制度を利用した場合に限ります。この場合において、「原養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度を利用した場合に限ります。この場合において、「原養の給付」等の支払対象となる費用または労働者災害補償制度を利用した場合に限ります。この場合において、「療養の給付」等の支払対象となる方が会定します。我よりにおり着を務食の情に必要とする費用ならびに「療養食」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時食事療養費」、「人院の対象となる方が強った損害を保険の対象となる方が強った損害を得定に出するとかなります。・保険の対象となる方が強った損害を補てみずるために行われたその他の給付(他の保険契約または共済契約により高を持ていては1日につき4人のの保険契約または大済契約から保険金を除きます。) ※他の保険契約または共済契約から保険金をといます。・ ※保険の対象となる方が被した日ので、実施で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(「医療費用補償特別)治療費用保険金と同じ)
	先進医療費用保険金	<ul> <li>保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始し、以下の費用を負担した場合</li> <li>●先進医療を受けるために必要とした入院・通院・転院・退院のための交通費</li> <li>▶ 負担した費用の合計額をお支払いします。ただし、同一の病気やケガ (医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。) による入院*2または通院*3について、支払限度額 (入院諸費用保険金の支払限度基礎日額の200倍)を限度とします。また、同一の病気やケガによる入院*2または通院*3について、入院または通院を開始した日からその日を含めて支払限度日数を経過した日の属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。</li> <li>※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療 (先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。) をいいます (詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。) 。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません (保険財間中に対象となる方が負担した費用の額から差し引くものとします。・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金・保険の対象となる方が負担した上記の費用について第三者により支払われた損害賠償金・保険の対象となる方が被した損害を補てんするために行われたその他の給付 (他の保険契約または共済契約により方針がた、は長院の主たは共済契約がら保険金または共済全が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</li> <li>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</li> <li>※1 先進医療費用のうち保険外併用療養費 (保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。) を除きます。</li> <li>*1 先進医療費用のうち保険外併用療養費 (保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。) を除きます。</li> <li>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の入院と異なるものとみなします。</li> <li>*3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。</li> </ul>	

入院・手術医療保険金支払特約	<ul> <li>▶人院医療保険金日額に人院*10に日数 (美日数) を乗した額をお支払ます。ただし、同一の病気 (医学上重要な関係がある病気を含みます。)る入院*2について、60日を限度とします。</li> <li>※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療険金は重複してはお支払いできません。</li> <li>*1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。</li> <li>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</li> <li>保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象とし、挙されている手術*1または放射線治療*2を受けられた場合</li> <li>▶以下の金額をお支払いします。</li> <li>・入院*3中以外の手術:入院医療保険金日額の10倍</li> <li>・入院*3中以外の手術:入院医療保険金日額の10倍</li> <li>*1 傷の処置、切開術 (皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があり、決ちによります。</li> <li>*1 傷の処置、切開術 (皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術がある。</li> <li>*1 傷の処置、切開術 (皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術がある。</li> <li>*2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始ら、60日の間に1回のお支払いを限度とします。</li> <li>*3 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。</li> <li>*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</li> </ul>	・保険金の受取人の <b>放意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気・アルコール依存および薬物依存・先天性疾患・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2等  *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1
入院療養一時金支払特約	保険の対象となる方が病気を被り、保険期間中に医師等がその治療のために継続60日以上の日数の入院*1が必要であると診断した場合  ▶ 入院療養一時金額の全額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重算関係がある病気を含みます。)*2について、保険期間を通じて1回に限ります。  *1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。  *2 以下のいずれかに該当する場合、後の病気は前の病気と異なるものとみなします。  ・退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再びその病気の入治療が必要となったとき  ・入院をしなかった場合は、その病気の治療が終了した日からその日を含めて18を経過した日の翌日以降に再びその病気の入院治療が必要となったとき	要な す。 院
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約+天災危険補償特約(傷害、育英費用および学業費用用)	扶養者*1 が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日をでて180日以内に <b>死亡</b> または <b>重度後遺障害が生じ</b> 、保険の対象となる方が扶養者に養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にごされているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	<ul> <li>大がによる扶養不能状態</li> <li>・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養を能状態</li> </ul>

保険金をお支払いしない主な場合

・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気\*1

気

保険金をお支払いする主な場合

に開始した入院\*1が1日を超えて継続した場合

保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中

▶ 入院医療保険金日額に入院\*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)によ

### 保険金をお支払いする主な場合

### 国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法** 律上の損害賠償責任を負う場合

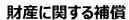
- ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他 人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した 場合
- ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ■電車等\*1を運行不能にさせた場合
- ■国内で受託した財物(受託品)\*2を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1事故について保険金額\*3を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きま す。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われ た場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について 保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険 契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- \*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
- \*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品
- \*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する 損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任\*1)によって保険の対象となる方 が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保 険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の 対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物\*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両\*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害 賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する 損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の 剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に 起因する損害
- ■受託品の電気的または機械的事故
- ■受託品の置き忘れまたは紛失\*4
- ■詐欺または横領
- ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは 漏入
- ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

- \*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導\*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- \*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- \*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- \*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- \*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。



# 携行品特約+携行品特約の一部変更に関する特

### 保険金をお支払いする主な場合

# 国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合

- ▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について3,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、 保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- ◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故** 意または**重大な過失**によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による 損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の 行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因 して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い 等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、 かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損によ る損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失\*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害

等

- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害

\*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

等

### 保険金をお支払いする主な場合

### 国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方または その親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等 を負担した場合

- ■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象となる方が遭難した場合
- 急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合
- ■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**または**重大な過失**によって 生じた損害
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分)
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じ た損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた 損害
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の 危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害

等

### 国内において以下のような事由により、保険金の受取人\*1が弁護 士費用または法律相談費用を負担した場合

- ■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって 被った身体の障害\*2または財物の損壊等\*3について、相手方に 法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合
- ■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた\*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた\*4ことにより 被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- ▶1つの原因事故\*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします\*6。
- ※弁護士等\*7への委任や弁護士等\*8への法律相談および弁護士 等\*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連 絡が必要です。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険 契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- \*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、 配偶者\*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
- \*2 病気またはケガをいいます。
- \*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- \*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
- \*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。 なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因 事故とみなします。
- \*6 弁護士等\*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
- \*7 弁護士または司法書士をいいます。
- \*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
- \*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
  - ①婚姻意思\*10を有すること
  - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意または重大な過失**によって 生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為\*2、犯罪行為または闘争行為によって 生じた損害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって 生じた身体の障害\*3、財物の損壊等\*4または精神的苦痛
- ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害\*3、財物の損壊等\*4または精神的苦痛
- ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等\*4
- ・労働災害により生じた身体の障害\*3または精神的苦痛
- ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害\*3
- ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害\*3、財物の損壊等\*4または精神的苦痛
- ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害\*3、財物の損壊等\*4 または精神的苦痛
- ・電磁波障害に起因する身体の障害\*3または精神的苦痛
- ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体 の障害\*3、財物の損壊等\*4または精神的苦痛
- ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
- ・保険の対象となる方または賠償義務者\*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害\*3または財物の損壊等\*4
- ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者\*1、父母もしく はお子様が賠償義務者\*5である場合
- ・保険契約または共済契約に関する原因事故\*7

等

- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。 ①婚姻意思\*6を有すること
  - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- \*2 保険金のお支払対象となる原因事故\*7による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
- \*3 病気またはケガをいいます。
- \*4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- \*5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
- \*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
- \*7 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、 同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみな します。

# ■自転車保険(Jプラン)

(自転車事故傷害危険のみ補償特約、手術保険金不担保特約および自転車賠償責任補償特約付帯団体総合生活保険)

### 【傷害補償】

- ■国内において「急激かつ偶然な外来の自転車事故」\*1により、保険の対象となる方がケガ\*2をした場合に保険金をお支払いします。
- \*1「急激かつ偶然な外来の自転車事故」とは以下のものをいいます。
- ・保険の対象となる方が自転車\*3に搭乗している間の急激かつ偶然な外来の事故
- ・保険の対象となる方が自転車\*3に搭乗していない間の運行中の自転車\*3との衝突または接触等の交通事故
- \*2ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
- \*3 ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ人の力により運転する2輪以上の車\*4およびその付属品\*5をいいます。
- \*4 レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。
- \*5 積載物を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約+手術保険金不担保特約(傷害用)+自転車事故傷害危険のみ補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</li> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> </ul>
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。  ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合  ▶ 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について180日を限度とします。  ※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・自転車を用いて競技等*1をしている間に生じた事故によって被ったケガ(ただし、下記aに該当する場合を除き、自転車を用いて道路上で競技等*1をしている間については、保険金を支払います。) ・自転車を用いて競技等*1を行うことを目的とする場所において、競技等*1に準ずる方法または態様により自転車を使用している間に生じた事故にによって被ったケガ(ただし、下記aに該当する場合を除き、道路上で競技等*1に準ずる方法または態様により自転車を使用している間については、保険金を支払いま
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院(往診を含みます。)された場合</b> ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。  ※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。  ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。  *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	す。) 等 a 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技等*1をしている間または競技等*1に準ずる方法もしくは態様により自転車を使用している間 *1 競技等とは、競技、競争、興行*2、訓練または試運転*3をいいます。 *2いずれもそのための練習を含みます。 *3性能試験を目的とする運転をいいます。

### 保険金をお支払いする主な場合

国内において自転車\*1の所有、使用または管理に起因する以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- ■偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ■電車等\*2を運行不能にさせた場合
- ■国内で受託した財物(受託品)\*3を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きま す。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について 保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険 契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
- \*1 ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ人の力により運転する 2 輪以上の車 \* 4およびその付属品 \* 5をいいます。
- \*2 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
- \*3 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物等

- \*4 レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。
- \*5 積載物を含みます。

### 保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任\*1) によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保 険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の 対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物\*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両\*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害 賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する 損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の 剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に 起因する損害
- ■受託品の電気的または機械的事故
- ■受託品の置き忘れまたは紛失\*4
- ■詐欺または横領
- ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは 漏入
- ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

- \*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導\*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- \*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- \*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- \*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- \*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。